## 足立区公契約条例制定に対する声明

全建総連東京都連合会足立区協議会

首都圏建設産業ユニオン城北支部 執行委員長 川上 幸雄

東京土建一般労働組合足立支部 執行委員長 島原 孝

2013 年 9 月 27 日足立区議会平成 25 年度第三回定例会にて、東京 23 区で二番目となる公契約条例が全会一致で採択された。私たちの長年の願いが実現したことに、区民、区議会、地域建設業界、行政の皆様に心より感謝するものです。

東京都連足立区協議会(首都圏建設産業ユニオン城北支部、東京土建一般労働組合足立支部)は、建設従事者の賃金下落、ダンピング受注合戦による地域建設業界の疲弊を改善するために、協力と共同をすすめ調査活動や学習宣伝行動に取り組んできた。2004年4月の「元請・下請関係の適正化等について(函館方式)」の指導文書策定や2005年6月の「公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書」採択では、地元選出の区議会議員への訪問活動など通じてその実現を図ってきた。

また、組合では区民奉仕活動である住宅デーや足立区との防災協定締結など、地域建設従事者としての社会的な使命感をもって諸活動にも取り組んできた。

このような区民や行政との信頼関係を土台に、2010 年 11 月には「公契約を考える足立のつどい」、2013 年 6 月には「パブリックコメントを学ぶ区民学習会」の共同開催を通じて、さらに多くの区民、議会、業界との信頼を深め、かつ公共工事で就労する建設労働者の賃金環境整備に理解を深めることができた。

さて、条例提案理由に区が発注する工事に携わる労働者の賃金をはじめとする労働条件等の適正化を図り、公契約の質の向上や地域経済の活性化、区民福祉の向上を実現することとしている。当面条例ではその適用範囲は足立区の年間工事発注件数 600件のうち、10件程度となることになる。しかし議会での論戦でも明らかとなったように、その精神と理念はすべての契約に活かすことが明確となった。

全建総連東京都連合会足立区協議会は、この条例の精神がすべての契約関係で活かされるように、今後とも検証をすすめて「足立区で住んで良かった」「暮らしも経営も足立が一番」となるように奮闘する決意である。